

議案第93号関連資料

明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）が令和5年6月14日に改正され同年12月13日に施行されました。これに伴い改正法に新たに規定された「管理不全空家等」について、市独自の手続きを定める等、条例の一部改正を行おうとするものです。

2 「管理不全空家等」にかかる法改正の概要

「管理不全空家等」とは、法改正により新たに設けられたもので、空家等が適切な管理を行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等です。改正法においては、市は管理不全空家等の所有者等に対し、特定空家等に該当することとなることを防止するために、必要な措置をとるよう指導、勧告することができる旨、規定されました。特定空家等と同様に、勧告された管理不全空家等は翌年から当該土地の住宅用地特例が解除され、固定資産税等が増額することとなります。

3 改正の概要

(1) 管理不全空家等にかかる規定について

管理不全空家等に対する措置としては、勧告を行ったことにより当該土地の固定資産税等の負担が増すこととなるため、勧告前に審議会による審議の手続きを経ること及び所有者等に意見を述べる機会を与える旨を市独自規定として条例で新たに定めることとします。

(2) 空家等対策計画にかかる規定について

法、条例及び計画が空き家対策における一連の根拠となることがより明確になるよう法の規定を一部引用し、計画を策定し必要に応じて変更する旨を条例に明記します。

4 検討経緯

7月15日から8月14日の期間にパブリックコメントを実施しましたが、本条例の規定に関するご意見はありませんでした。

5 施行期日

公布の日とする。